

# 2024年度(令和6年度)事業計画書(案)



社会福祉法人キリスト教児童福祉会

## 児童養護施設 広安愛児園

〒861-2234 熊本県上益城郡益城町古閑73

TEL(096)368-2015

FAX(096)367-5503

## 令和6年度 事業計画書（案）

### 1. 基本理念

「神の家族」（法人理念）というキリスト教精神に基づくホーム（ユニット）制による異年齢、男女一緒の家庭的養護をとおして、「共に生きる」「役に立つ心豊かな人」を目指した自立支援を行う。

※「共に生きる」

皆で力を合わせて支え合いながら生きていくということ。

「役に立つ心豊かな人」

他児に対して優しく接し、ホームの手伝いをし、周りの人へ気配りができる人。

### 2. 基本方針

#### （1）施設運営

- ① 小舎制養護による家庭的養育
- ② 地域に開かれた施設運営
- ③ 社会的資源としての有為な人材の積極的活用
- ④ 就業規則遵守の徹底的取り組み
- ⑤ 法人基本理念の啓発

#### （2）児童支援

- ① 児童の基本的人權の尊重
- ② 児童と心のケアをとおして心身の健全育成
- ③ 児童の社会的自立の援助

#### （3）職員育成

- ① 専門性の向上
  - （ア）基礎知識（児童憲章、児童権利宣言、園の歴史、就業規則等）の習得
  - （イ）専門知識・技術（社会福祉法、児童福祉法、児童福祉最低基準、児童福祉援助技術等）の習得
  - （ウ）職業倫理（児童の権利擁護、施設内虐待・ハラスメントの根絶、守秘義務等）の確立
    - 特に児童の権利擁護と施設内虐待については、継続的に複数回研修を実施する。
- ② 福祉サービスの向上
  - （ア）福祉サービスの通常業務に精通し、日常の定型業務を自主的に遂行する。
  - （イ）チームワークを重視し、情報の共有と組織的・効率的な業務遂行に努める。
  - （ウ）報告・連絡・相談の徹底並びに助言・支援を活発に行う。
  - （エ）聖書に基づく「人間観・福祉観」を学習し実践する。

### 3. 重点目標

#### （1）児童の生命・安全を守る。

- ① 園内事故、交通事故等の防止（危機管理委員、ヒヤリハットの活用）
- ② 5類感染症（新型コロナ、季節性インフルエンザ）、及び食中毒の徹底予防
- ③ 施設内虐待等不適切行為の根絶
- ④ 幼稚園、学校、児相、病院、警察等関係機関との連携強化

#### （2）児童支援の向上

- ① 個々の問題に応じた支援の徹底
  - ② 職員間の連携強化、情報共有と組織的業務の推進
  - ③ 地域小規模児童養護施設のより家庭的な運営
- (3) 熊本県社会的養育推進計画の取組（令和6年度推進計画の見直し）

令和2年3月、「新しい社会的養育ビジョン」（厚生労働省）により児童福祉の現場には、小規模かつ地域分散化、高機能化、多機能化の機能転換が求められた。

**【高機能化】**

- ①小規模かつ地域分散化された施設における、ケアニーズが高い子どもの個別的養育支援体制の充実
- ②小規模かつ地域分散化の例外としての生活単位の集合におけるケアニーズの非常に高い子どもの養育体制の充実

**【多機能化・機能転換】**

- ①入所している子どもの早期の家庭復帰や養子縁組、里親委託の推進
- ②一時保護委託の受入体制の整備
- ③一時保護専用施設（八代ナザレ園、熊本天使園受諾）
- ④養子縁組の支援
- ⑤里親支援センター（キラキラ、アグリ、優里の会受託済）
- ⑥児童家庭支援センター（県内8カ所受託中）
- ⑦特定妊婦の支援強化（産前・産後母子支援事業）
- ⑧市町村委託事業

高機能化については、ケアニーズの高い児童の基準が不透明だが、知的障害児や様々な診断名の発達障害児童は、各ホームに数名の児童を受け入れ、定員の約3割の児童支援を継続していく。

多機能化については、子ども食堂、学童保育、一時保護所の設置など児童の居場所づくりが考えられる。こどもL.E.C.センターが令和4年度より開始した子ども食堂を学期に1度ずつ交互に行っている。

また、一時保護委託児童の受け入れや各市町村との契約によるショートステイ、トワイライトステイについても、各児童相談所や市町村からの依頼に即座に対応できていないのが現状である。緊急一時保護委託ケースの情報不足や、即対応可能ホームの決定等、対応が難しいのが原因だと思われる。可能な限りホームの協力と空き棟の利用で事業に着手していきたい。その為には、ホーム児童と職員の理解と協力とともに、職員確保が大きな課題である。

**【施設の小規模化・地域分散化】**

令和4年4月1日、地域分散化の一環で「広崎ホーム」を開設したことで、「榎ホーム」「福富ホーム」と3ヶ所の地域小規模児童養護施設を有することとなった。小規模化については、令和6年度より現在の本園児童定数30名を24名へと削減することとした。これは、これまで7名から8名で認められていた小規模グループケア加算が、6名以下での認可変更となる為の措置であり、地域分散化及び小規模化計画は終了する。令和6年度からは、本園4小舎24名、地域小規模3小舎18名で、児童定員数が42名となる。

- (4) 行事の見直し

令和5年度より新型コロナが5類感染症となり、学校行事や養護協議会の各種行事も再会された。それに伴い、当園での行事も見直すこととした。児童の希望を聴いて養護協議会各種スポーツ行事への参加とし、少数でも希望児童がいる場合は個人戦での出場をすることとした。園内では各ホーム単位で計画をたて、できるだけ家庭的な外出等の行事を継続している。また、学校部活動への参加を推奨すると共に、児童が希望する習い事についても、可能な限り継続していく。園内行事への外部来賓招待については、極力控えたいと考える。しかし、クリスマス祝会については、日頃お世話になっている感謝の意味から幼・小・中学校の先生方は案内を継続していく。

(5) チーム運営の継続と強化

令和2年度より本園及び地域小規模を3チームとし、チームリーダーを中心にチームとして、お互いに協力し切磋琢磨することを目的として試みた。しかし、当初考えていたほどの実績を上げること無く、2年程で停止した。この事で、具体的なチームシステムの働き方を再構築し、強化する必要性が生じた。再度チーム編成を見直し、職員の経験年数と力量に応じたチーム内での積極的な相乗効果を期待したい。

(6) ハラスメント及び施設内虐待防止の徹底

昨年度は、熊本県子ども家庭福祉課より被措置児童等虐待事案通告が、複数件あげられた。幸いにも「該当しないと判断」された。しかし、児童から直接の訴えがあがったのも事実である。その度に、関係児童や職員への聴き取りに向けては、お互いへの不信感で重たい空気が漂い、ホーム内の信頼関係が危ぶまれた。改めて原点に立ち返り、全職員が意識を新たに、児童の権利擁護研修、虐待防止研修など積極的に参加し、虐待事案ゼロに努めたい。

また、職員間でのハラスメントに関しても、社会的倫理観やコンプライアンスを重視して、職員相互が認め合い、尊重する体制を築きたい。職員同士が気持ち良く働ける職場の雰囲気作りや思いやりの気持ちを忘れない職場を目標にしていく。

(7) 職員の孤立化を防ぐ

昨年度は、早い時期に地域小規模児童養護施設より2名の退職者が出た。本園から車で10分ほどの距離に位置し、担当職員も4名配置していたが、退職者からは、「孤独だった。」との発言があった。しかし、これは地域小規模児童養護施設に限らず、当園の様に広い敷地に完全小舎制の場合は、本園も同じ状態にある。隣のホームとは距離があり、お互いの状況が分かりづらい為、有事の際にSOSを発しづらい。また、所属ホーム内の職員と児童だけの関わりとなり、ストレス発散の場所も無い。その為にも、チーム制を取り「風通しの良い」職員関係と、何でも相談できる「場所」と「人」を計画的に準備したいと考えている。

4. 児童・職員

(1) 児童定数42名(本園小規模グループ:24名、地域小規模:18名)

令和6年4月1日現在

	幼 児	小学生	中学生	高校生	措置延長	計
男 子	4	9	4	0	0	17
女 子	4	9	3	6	2	24
合 計	8	18	7	9	2	41

(2) 職員

令和6年4月1日現在

職 種	施 設 長	事 務	栄 養 士	保 育 士	指 導 員	心 理 士	看 護 師	F S W	里 S W	職 業 指	調 理 員	嘱 託 医			合 計
常 勤	1	2	1	23	9	1	1	2	1	1	1				43
非常勤				2							3	1			6
合 計	1	2	1	25	9	1	1	2	1	1	4	1			49